

議提第14号

水辺プラザ整備事業の早期完成等を求める意見書

会議規則第14条の規定により、水辺プラザ整備事業の早期完成等を求める意見書を次のとおり提出する。

平成22年9月24日 提出

提出者	北本市議会議員	吉 住 武 雄
提出者	北本市議会議員	中 村 洋 子
提出者	北本市議会議員	湯 澤 清 訓
提出者	北本市議会議員	串 田 英 夫
提出者	北本市議会議員	桂 祐 司
提出者	北本市議会議員	現王園 孝 昭
提出者	北本市議会議員	岸 昭 二
提出者	北本市議会議員	島 野 和 夫
提出者	北本市議会議員	福 島 忠 夫
提出者	北本市議会議員	黒 澤 健 一
提出者	北本市議会議員	工 藤 日出夫
提出者	北本市議会議員	金 子 眞理子
提出者	北本市議会議員	阪 井 栄見子
提出者	北本市議会議員	横 山 功
提出者	北本市議会議員	伊 藤 堅 治
提出者	北本市議会議員	三 宮 幸 雄
提出者	北本市議会議員	高 橋 節 子
提出者	北本市議会議員	大 澤 芳 秋

北本市議会議長 加 藤 勝 明 様

## 水辺プラザ整備事業の早期完成等を求める意見書

水辺プラザは、荒井橋上流から高尾橋までの荒川左岸、全長約0.8キロメートル、面積約8.2ヘクタール内に、安全、快適に利用できる水辺広場や遊歩道を国土交通省が整備する事業である。

本事業にあつては、平成21年度に計画された工事は終了したものの、平成22年度は予算計上されず、護岸工事後の整備事業が中断された状態となっており、この状態を放置することは、安全管理上及び景観上好ましくないと考える。

北本市では、周辺の高尾さくら公園や野外活動センター、高尾宮岡の景観地を含めた地域交流の拠点にふさわしい魅力ある「北本水辺プラザ」を整備するため、市民の参加のもと、検討協議会において専門家や利用者などさまざまな視点から検討を加えているところである。

本事業は、北本市はもとより、周辺地域や協力者にとっても、荒川の水辺利用が可能となり、親水レクリエーション拠点として幅広い活用が期待されている。

よって、国においては水辺プラザ整備事業を推進し、早期に完成するよう強く要望する。

また、完成後の維持管理など、本市の後年度負担の軽減について関係各位と更なる協議を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 【提出先】

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・国土交通大臣